第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和5年4月1日　（至）令和6年3月31日

（単位：円）

勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	376,400,000	379,870,777	△ 3,470,777	
		借入金利息補助金収入	0	0	0	
		経常経費寄附金収入	100,000	145,000	△ 45,000	
		受取利息配当金収入	450,000	455,297	△ 5,297	
		社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入	0	0	0	
		その他の収入	0	275,724	△ 275,724	
		流動資産評価益等による資金増加額	0	0	0	
		事業活動収入計（１）	376,950,000	380,746,798	△ 3,796,798	
	支出	人件費支出	248,150,000	247,142,484	1,007,516	
		事業費支出	46,390,000	42,312,808	4,077,192	
		事務費支出	42,340,000	38,142,399	4,197,601	
		利用者負担軽減額	110,000	0	110,000	
		支払利息支出	320,000	313,530	6,470	
		その他の支出	30,000	0	30,000	
		流動資産評価損等による資金減少額	0	0	0	
		事業活動支出計（２）	337,340,000	327,911,221	9,428,779	
	事業活動資金収支差額（３）＝（１）－（２）		39,610,000	52,835,577	△ 13,225,577	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	0	0	0	
		施設整備等寄附金収入	0	0	0	
		設備資金借入金収入	0	0	0	
		固定資産売却収入	0	0	0	
		その他の施設整備等による収入	0	0	0	
		施設整備等収入計（４）	0	0	0	
	支出	設備資金借入金元金償還支出	6,860,000	6,852,000	8,000	
		社会福祉連携推進業務設備資金借入金元金償還支出	0	0	0	
		固定資産取得支出	6,318,000	5,385,537	932,463	
		固定資産除却・廃棄支出	0	0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0	
		その他の施設整備等による支出	0	0	0	
		施設整備等支出計（５）	13,178,000	12,237,537	940,463	
	施設整備等資金収支差額（６）＝（４）－（５）		△ 13,178,000	△ 12,237,537	△ 940,463	
その他の活動による収支	収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入	0	0	0	
		長期運営資金借入金収入	0	0	0	
		長期貸付金回収収入	0	0	0	
		投資有価証券売却収入	0	0	0	
		積立資産取崩収入	1,100,000	1,242,696	△ 142,696	
		その他の活動による収入	0	0	0	
		その他の活動収入計（７）	1,100,000	1,242,696	△ 142,696	
	支出	長期運営資金借入金元金償還支出	0	0	0	
		長期貸付金支出	0	0	0	
		投資有価証券取得支出	0	0	0	
		積立資産支出	23,660,000	23,621,000	39,000	
		その他の活動による支出	0	0	0	
		その他の活動支出計（８）	23,660,000	23,621,000	39,000	
	その他の活動資金収支差額（９）＝（７）－（８）		△ 22,560,000	△ 22,378,304	△ 181,696	
予備費支出（１０）			4,510,000	0	3,162,000	
			△ 1,348,000	0		
当期資金収支差額合計（１１）＝（３）＋（６）＋（９）－（１０）			710,000	18,219,736	△ 17,509,736	
前期末支払資金残高（１２）			243,360,000	243,365,461	△ 5,461	

第一号第一様式（第十七条第四項関係）

法人単位資金収支計算書

（自）令和5年4月1日　（至）令和6年3月31日

（単位：円）

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
当期末支払資金残高（１１）＋（１２）	244,070,000	261,585,197	△ 17,515,197	

（注）予備費支出△1,348,000円は退職給付支出・器具及び備品取得支出・渉外費支出に充当使用した額である。

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。